

今月のトピックス

令和2年6月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

～マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります～

2019年5月に公布された改正健康保険法により、マイナンバーカードが2021年3月より健康保険証としても、利用できるようになります。これにより医療機関では、マイナンバーカードだけで受診ができるようになります。

利用開始時には約6割の医療機関での利用可能になる予定で、今後2023年3月までには、概ね全ての医療機関・薬局で利用可能になります。

ただし、マイナンバーカードを保険証として利用する場合、事前手続きとしてマイナポータル（管理サイトでの登録が必要になります）。

〈マイナンバーカードを保険証として利用するメリット〉

- ① 就職や転職、引っ越し等をしていても保険証の切り替えを待たず、マイナンバーカードで受診できます。（※保険者への加入の届出は引き続き必要です）
- ② マイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで医療機関・薬局の受付が完了となり、受付の事務手続きが簡略化できます。
- ③ オンラインでの医療保険資格確認により、窓口での高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証等の持参が不要になります（※自治体独自の医療費助成〈自主支援医療等〉等については、書類の持参が必要です）
- ④ オンラインで自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。（2021年秋頃予定）

〈保険証として利用する上でのQ&A〉

- Q. 2021年3月からは、マイナンバーカードがないと受診できないのですか？
- A. 従来通り健康保険証でも受診は可能です。
- Q. 医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？
- A. 医療機関・薬局がマイナンバーを取り扱うことはありません。マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。
- Q. 医療機関・薬局の受付でマイナンバーカードを預けるのですか？
- A. 医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預けることはしません。顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただくだけになります。
- Q. マイナンバーカードが保険証として使える医療機関・薬局は、どうすれば知ることができますか？
- A. 厚生労働省の方で、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるポスター等を準備し、そちらを院内等に提示していただく予定です。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。